

令和 7 年度地域介護予防活動支援事業補助金 Q&A 集

《補助金対象団体について》

Q1. ゲートボールや野球は、補助金対象の活動になるか。

目的が、「競技」となるため対象外となると思われます。立ち上げ時の目的が、介護予防又は健康維持で競技を行っていないのであれば話は別ですが、補助金交付要綱 第 2 条に記載の「(6) 原則、地域の要支援者に相当する方及び虚弱高齢者等の参加が可能な活動であること」を満たすことが難しいと思われます。

Q2. 絵手紙や書道などは、補助金対象の活動になるか。

立ち上げ時の目的が、介護予防又は健康維持であり、要件を満たせば可能とは思いますが、書道や絵手紙は、作品を作ることが目的と思われます。これは趣味活動や構成員のみによるもっぱら自分たちの楽しみを目的とした活動とも捉えられますし、多くの方の参加が難しい活動のため対象外としています。

《参加者について》

Q1. 講師を参加者に含めていいのか。

講師やボランティア団体は、参加者に含めません。それ以外の参加者で、辰野町内の 65 歳以上の 1 回当たりの平均参加者数が年 5 人以上となるようにしてください。

Q2. 町外の方の参加はできないのか。

町外の方の参加者の制限はしていませんが、辰野町内の 65 歳以上の 1 回当たりの平均参加者数が年 5 人以上となるようにしてください。また、町外のメンバーで全体の 5 割以上を占めてしまうようなことがないようにしてください。

Q3. 子どもも参加できるようにしたいが、65 歳以上でなければダメなのか。

本事業の対象は、65 歳以上の方となっておりますが、辰野町内の 65 歳以上の 1 回当たりの参加者数が年間平均 5 人以上となれば、他の方の参加も可能です。ただし、介護予防活動に資する活動を実施する必要がありますので、内容等をよく検討してください。

Q4. 会場近くの参加者に限定したいが、いいのか。

本補助金の目的は、多くの方が自分にあった介護予防に取り組めることを目的としています。そのため、参加者を限定することはできないこととしています。新規で連絡があった場合、地区や性別等で断ることがないようにお願いいたします。

また、多くの方が参加しやすいように会場（駐車場含む）や時間を設定していただけるようお願いいたします。

《補助金利用に関して》

Q1. 補助金を参加者のお茶菓子代に利用していいか。

参加者個人の利益になるような物に関する経費は補助金の対象外としています。そのため、補助金をお茶菓子代には利用することはできません（講師へのお茶菓子含む）。お茶菓子を提供する場合は、参加者から会費を集めるなどして対応するようにしてください。また、ゲームなどで景品を出す場合や作品を作り持ち帰る場合、食事を作り食べる場合も個人の利益となりますので補助金の対象外となります。

Q2. 参加者の娯楽のために講師を招きたいが、講師謝礼の対象となるのか。

講師謝礼金は、報償費として本補助金の対象となっておりますが、医療専門職等による病気の講義や運動等の介護予防活動を実施する講師に限らせていただきます。そのため、娯楽の目的であれば本補助金の対象外です。また、団体構成のメンバーが講師を務める場合も、本補助金の対象外となります。どんな内容の講師を依頼するのかは、事業計画書の活動内容に事前に記載しておいてください。

Q3. 手伝ってくれる人にお礼を渡したいけど、役務費や報償費にあたるのか。

報償費は、介護予防活動を実施した講師に対して支払われるものです。役務費は活動を支援する方達への活動補償（ボランティア保険）保険加入で利用していただくものを想定しています。現時点で、活動を手伝ってくれる方への御礼のための経費は対象外です。また、参加者個人のケガや事故に対して加入するスポーツ保険も対象外です。

Q4. 1万以上する備品の購入をしたいが、どうしたらいいか。

CD・DVDプレイヤーやレクリエーションで使う備品等は備品購入費として、補助金の対象となります。年間の補助金交付額の中で購入していただくこととなります。例えば、毎月1回の開催だとすると、1回2,500円×12回＝3万円の補助金が交付されるとします。この3万円で備品を購入し、残りでその他の経費をまかなうこととなります。ただし、事前に収支予算書でその旨を記載する必要があります（どんなものを買い、どこに設置するか確認する場合があります。また、購入する備品の値段などわかる物の提示を依頼する可能性もあります）。

Q5. 利用者の送迎をするための、ガソリン代や運転手への謝礼は補助金の対象となっているのか。

ガソリン代や運転手への謝礼は補助金の対象外でとなっています。

今後、ガソリン代の補助に関しては検討を行っていく予定ではありますが、運転手への謝礼は道路運送法上、補助の対象とすることは困難となっています（有償運送とみなされ登録が必要になるため）。また、利用者からガソリン代実費分をもらうことは可能とされていますが、運転手への謝礼を利用者からもらうことも、同じ理由で困難となっています。詳細は、高齢者相談支援センターに確認をお願いします。

Q6. 講師への交通費の扱いはどうしたらいいのか

介護予防活動を実施する講師に対する交通費（ガソリン代含む）は、講師謝礼に含まれるものと考えられます。

Q7. 会場費について

本補助金は、気軽に集まれる場所として公民館やコミュニティセンター、介護予防センターや老人福祉センター等の公共の会場を想定しております。多くの方が集まりやすい会場を設定してください。また、補助金期間終了後も会を継続していただくために、会場費の設定が明確な会場を御利用下さい。空き家や賃貸等を御利用の際は、1 月分又は 1 回分の賃料等がわかる契約書等を申請の際に御提出をお願いします。

《休止の取り扱いについて》

Q1. 月 1 回の開催で計画を提出。講師の都合で、計画日に実施ができなくなってしまうがどうすればいいか。

休止をすることで、「月 1 回以上」の要件が満たされないと、補助金の交付ができません。講師の都合を確認して、別日（その月）に開催できるように調整しましょう。

日程調整をしたけど講師の都合でその月に開催が難しい時は、保健福祉課出前講座を利用したり、講師なしで開催してみるなど工夫してみましょう。

日程の変更があった場合は、高齢者相談支援センターに事前に連絡をお願いします。

Q2. 月 1 回の開催で計画を提出。団体の都合でなく、猛暑や台風で休みを検討したい。月 1 回以上要件を満たさないで、補助金交付を受けるためには猛暑や台風でも開催しなければいけないのか。

休止をすることで、月 1 回以上の要件が満たされないとのことですが、「猛暑」「台風」は補助金要綱第 9 条の休止の取り扱い（1）に該当しますので、この場合は補助金の交付要件を満たします。その旨を、様式 5 号の事業実績報告で記載するようにしてください。また、休止とする場合は事前に高齢者相談支援センターに連絡をお願いします。

Q3. 新型コロナのような感染症がまた流行したらどうすればいいか。

新型インフルエンザ等の感染症のまん延防止のため、国や県、町から自粛要請があった場合、補助金要綱第 9 条の休止の取り扱い（3）に該当しますので、その旨を記載するようにしてください。また、休止とする場合は事前に高齢者相談支援センターに連絡をお願いします。

ただし、休止は可能としますが活動実績はないため、その回の補助金の支払いは出来ませんのでご注意ください。

《報告書関係について》

Q1. 参加者名簿とはどういうものか。

辰野町に住む 65 歳以上の年間参加者平均 5 名以上が達成されているか確認するための資料となります。参加者の年齢又は生年、参加状況をまとめてください。

参加者名簿は、高齢者相談支援センターで年齢層や参加状況などを分析し、今後の辰野町の介護予防活動の推進に利用させていただきます。介護予防活動を教える講師等は、参加者となりませんので、参加者名簿に含めないでください。

参加者名簿は、参考資料としてブランクを用意してありますので、必要の方は辰野町のホームページか保健福祉課窓口にてお声かけください。

Q2. 講師に謝礼を手渡しているだけで、領収書の発行が難しい場合どうしたらいいか。

紙に講師の氏名（フルネーム）、住所、実施した日付、内容、1 回分の金額を記載の上、講師が料金を受け取ったとわかる印鑑やサインを印して、領収書に代わるものを作成してください。

Q3. 領収書を紛失してしまった場合どうすればいいですか。

紛失した場合は、補助金の交付を受けることができません。大事に保管をするようにしてください。

Q4. 消耗品を買う時に、領収書の発行を依頼するのを忘れてしまった。自作してもいいか。

領収書は、購入する際に購入先から発行してもらうものになります（代金を受取ったことを証明する書類）。不正予防の観点からも、自作での領収書は不可とします。領収書又はレシートを必ず発行してもらうようにしてください。

《その他》

Q1. 災害や利用者参加中の事故などにどう対応したらいいですか。

活動中に災害が起きた、活動中に参加者が体調不良となったり、転倒してしまった等事故があった時のために、緊急の連絡体制を整えておきましょう。参加者には、事前に緊急連絡先（参加者の家族等の電話番号等）を教えてください。